

<p>中国人民银行关于全口径跨境融资宏观审慎管理有关事宜的通知</p> <p>银发[2017] 9号</p> <p>中国人民银行上海总部，各分行、营业管理部，各省会(首府)城市中心支行、深圳市中心支行；国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局；国家开发银行，各政策性银行、国有商业银行、股份制商业银行，中国邮政储蓄银行：</p> <p>为进一步扩大企业和金融机构跨境融资空间，便利境内机构充分利用境外低成本资金，降低实体经济融资成本，中国人民银行在对全口径跨境融资宏观审慎管理政策实施情况进行全面评估的基础上，对政策框架进行了进一步完善。现将有关事宜通知如下：</p> <p>一、本通知所称跨境融资，是指境内机构从非居民融入本、外币资金的行为。本通知适用依法在中国境内成立的法人企业(以下简称企业)和法人金融机构。本通知适用的企业仅限非金融企业，且不包括政府融资平台和房地产企业；本通知适用的金融机构指经中国人民银行、中国银行业监督管理委员会、中国证券监督管理委员会和中国保险监督管理委员会批准设立的各种法人金融机构。此外，将外国银行(港、澳、台地区银行比照适用，下同)境内分行纳入本通知适用范围，除特殊说明外，相关政策安排比照境内法人外资银行办理。</p> <p>二、中国人民银行根据宏观经济热度、国际收支状况和宏观金融调控需要对跨境融资杠杆率、风险转换因子、宏观审慎调节参数等进行调整，并对27家银行类金融机构(名单见附件)跨境融资进行宏观审慎管理。国家外汇管理局对企业 and 除27家银行类金融机构以外的其他金融机构跨境融资进行管理，并</p>	<p>中国人民銀行：全口径クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理関連事項に関する通知</p> <p>銀発[2017]9号</p> <p>中国人民銀行上海本部、各支行・営業管理部、各省都(首府)都市中心支行・深圳市中心支行；国家外貨管理局各省・自治区・直辖市分局・外貨管理部、深圳・大連・青島・厦門・寧波市分局；国家開發銀行、各政策性銀行・国有商業銀行・株式制商業銀行、中國郵政貯蓄銀行：</p> <p>企業及び金融機関のクロスボーダー融資の余地を更に拡大し、国内機構による国外低コスト資金の十分な利用に便宜を図り、実体経済の融資コストを軽減するため、中国人民銀行は、全口径クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理政策の実施状況に対する全面的な評価の実施を基礎として、政策の枠組みに対して更なる完備を行う。ここに関連事項を以下の通り通知する：</p> <p>一、本通知でいうクロスボーダー融資とは、国内機構が非居住者から人民元・外貨資金を調達する行為を指す。本通知は、法に基づき中国国内において設立した法人企業(以下「企業」)及び法人金融機関に適用する。本通知を適用する企業は非金融企業に限り、また政府融資プラットフォーム及び不動産企業は含まないものとする；本通知を適用する金融機関とは、中国人民銀行・中国銀行業監督管理委員会・中国证券监督管理委员会及び中国保険監督管理委員会の批准を経て設立した各種法人金融機関を指す。この他、外国の銀行(香港・マカオ・台湾地区の銀行は参照の上適用する、以下同様)の国内支店は本通知の適用範囲に組み入れ、特別な説明がある場合を除き、関連政策の手配は国内法人外資銀行を参照して取り扱う。</p> <p>二、中国人民銀行は、マクロ経済の加熱度・国際収支状況及びマクロ金融調整コントロールの必要性に基づき、クロスボーダー融資レバレッジ率・リスク転換因数・マクロプルーデンス調節係数等に対して調整を行い、併せて27行の銀行類金融機関(リストは付属文書参照)のクロスボーダー融</p>
---	--

<p>对企业 and 金融机构进行全口径跨境融资统计监测。中国人民银行、国家外汇管理局之间建立信息共享机制。</p> <p>三、建立宏观审慎规则下基于微观主体资本或净资产的跨境融资约束机制，企业和金融机构均可按规定自主开展本外币跨境融资。</p> <p>企业和金融机构开展跨境融资按风险加权计算余额(指已提用未偿余额，下同)，风险加权余额不得超过上限，即：跨境融资风险加权余额≤跨境融资风险加权余额上限。</p> <p>跨境融资风险加权余额=Σ本外币跨境融资余额*期限风险转换因子*类别风险转换因子+Σ外币跨境融资余额*汇率风险折算因子。</p> <p>期限风险转换因子：还款期限在1年(不含)以上的中长期跨境融资的期限风险转换因子为1，还款期限在1年(含)以下的短期跨境融资的期限风险转换因子为1.5。</p> <p>类别风险转换因子：表内融资的类别风险转换因子设定为1，表外融资(或有负债)的类别风险转换因子暂定为1。</p> <p>汇率风险折算因子：0.5。</p> <p>四、跨境融资风险加权余额计算中的本外币跨境融资包括企业和金融机构(不含境外分支机构)以本币和外币形式从非居民融入的资金，涵盖表内融资和表外融资。以下业务类型不纳入跨境融资风险加权余额计算：</p> <p>(一) 被动负债：企业和金融机构因境外机构投资境内债券市场产生的本外币被动负债；境外主体存放在金融机构的本外币存款；合格境外机构投资者(QFII)或人民币合格境</p>	<p>資に対してマクロプルーデンス管理を行う。国家外貨管理局は、企業及び27行の銀行類金融機関以外のその他金融機関のクロスボーダー融資に対して管理を行い、併せて企業及び金融機関に対して全口径クロスボーダー融資統計モニタリングを行う。中国人民银行及び国家外貨管理局の間において、情報共有メカニズムを構築する。</p> <p>三、マクロプルーデンス規則の下に、ミクロ主体の資本或いは純資産に基づくクロスボーダー融資制限メカニズムを構築し、企業及び金融機関はいずれも規定に基づき人民元・外貨クロスボーダー融資を自主的に行うことができる。</p> <p>企業及び金融機関が行うクロスボーダー融資については、リスク加重により残高を計算するものとし(すでに実行したが未返済の残高を指す、以下同様)、リスク加重残高は上限を超過してはならない、即ち、クロスボーダー融資リスク加重残高≤クロスボーダー融資リスク加重残高上限とする。</p> <p>クロスボーダー融資リスク加重残高=Σ人民元・外貨クロスボーダー融資残高×期間リスク転換因数×類型リスク転換因数+Σ外貨クロスボーダー融資残高×為替リスク換算因数。</p> <p>期間リスク転換因数：返済期間が1年(1年を含まない)以上の中長期クロスボーダー融資の期間リスク転換因数は1、返済期間が1年(1年を含む)以下の短期クロスボーダー融資の期間リスク転換因数は1.5とする。</p> <p>類型リスク転換因数：オンバランス融資の類型リスク転換因数は1に設定、オフバランス融資(偶発債務)の類型リスク転換因数は暫時1に設定する。</p> <p>為替リスク換算因数：0.5。</p> <p>四、クロスボーダー融資リスク加重残高計算における人民元・外貨クロスボーダー融資は、企業及び金融機関(国外分支機構を含まない)が人民元及び外貨形式により非居住者から調達した資金を含み、オンバランス融資及びオフバランス融資を包含する。以下の業務類型はクロスボーダー融資リスク加重残高計算に組み入れない：</p> <p>(一) 受動的負債：国外機構が国内債券市場に投資したことにより発生した企業及び金融機関の人民元・外貨の受動的負債；国外主体が金融機関に預け入れた人民元・</p>
--	--

<p>外机构投资者 (RQFII) 存放在金融机构的 QFII、RQFII 托管资金; 境外机构存放在金融机构托管账户的境内发行人民币债券所募集的资金。</p> <p>(二) 贸易信贷、贸易融资: 企业涉及真实跨境贸易产生的贸易信贷 (包括应付和预收) 和从境外金融机构获取的贸易融资; 金融机构因办理基于真实跨境贸易结算产生的各类贸易融资。</p> <p>(三) 集团内部资金往来: 企业主办的经备案的集团内跨境资金集中管理业务项下产生的对外负债。</p> <p>(四) 境外同业存放、拆借、联行及附属机构往来: 金融机构因境外同业存放、拆借、联行及附属机构往来产生的对外负债。</p> <p>(五) 自用熊猫债: 企业的境外母公司在 中国境内发行人民币债券并以放款形式用于境内子公司的。</p> <p>(六) 转让与减免: 企业和金融机构跨境融资转增资本或已获得债务减免等情况下, 相应金额不计入。</p> <p>中国人民银行可根据宏观金融调控需要和业务开展情况, 对不纳入跨境融资风险加权余额计算的 业务类型进行调整, 必要时可允许企业和金融机构某些特定跨境融资业务不纳入跨境融资风险加权余额计算。</p> <p>五、纳入本外币跨境融资的各类型融资在跨境融资风险加权余额中按以下方法计算:</p> <p>(一) 表外融资 (或有负债): 金融机构向客户提供的内保外贷按 20% 纳入入跨境融资风险加权余额计算; 金融机构因客户基于真实跨境交易和资产负债币种及期限风险对冲管理服务需要的衍生产品而形成的对外或有负债, 及因自身币种及期限风险对冲管理需要, 参与国际金融市场交易而产生的或有负债, 按公允价值纳入跨境融资风险加权余额计算。金融机构在报送数据时需同时报送本机构或有负债的名义本金及公允价值的计算</p>	<p>外貨預金; 適格海外機関投資家 (QFII) 或いは人民元適格海外機関投資家 (RQFII) が金融機関に預け入れた QFII・RQFII 委託管理資金; 国外機構が金融機関のエスクロー口座に預け入れた人民元債券の国内発行により募集した資金。</p> <p>(二) 貿易与信・貿易融資: 企業の真実のクロスボーダー貿易に関連して発生した貿易与信 (買掛と前受を含む) 及び国外金融機関から取得した貿易融資; 真実のクロスボーダー貿易に基づく決済の取扱により発生した金融機関の各種貿易融資。</p> <p>(三) グループ内部の資金往来: 企業が主幹となり備案を経たグループ内クロスボーダー資金集中管理業務項目で発生した対外負債。</p> <p>(四) 国外同業間預金・短期借入・関連銀行及び附属機構との取引: 国外同業間預金・短期借入・関連銀行及び附属機構との取引により発生した金融機関の対外負債。</p> <p>(五) 自己使用のパンダ債: 企業の国外母社が中国国内で人民元債券を発行し、且つ貸付形式により国内子会社に用いる場合。</p> <p>(六) 譲渡及び減免: 企業及び金融機関のクロスボーダー融資の転換による増資或いはすでに債務減免を受けた等の状況においては、相応する金額は算入しない。</p> <p>中国人民银行は、マクロ金融調整コントロールの必要性及び業務実施状況に基づき、クロスボーダー融資リスク加重残高計算に組み入れない業務類型に対して調整を行うことができ、必要な場合は、企業及び金融機関の特定のクロスボーダー融資業務のクロスボーダー融資リスク加重残高計算への非組入を許可できる。</p> <p>五、人民元・外貨クロスボーダー融資に組み入れる各類型融資は、クロスボーダー融資リスク加重残高において以下の方法に従い計算する:</p> <p>(一) オフバランス融資 (偶発債務): 金融機関が顧客に提供する国内保証・国外貸付は、20% をクロスボーダー融資リスク加重残高計算に組み入れる; 顧客の真実のクロスボーダー取引及び資産負債の通貨及び期限リスクヘッジ管理サービスニーズに基づくデリバティブ商品により生じた金融機関の偶発債務、及び自身の通貨及び期限リスクヘッジ管理ニーズにより、国際金融市場取引に参加して発生した偶発債務は、</p>
---	---

<p>方法。</p> <p>(二) 其他: 其余各类跨境融资均按实际情况纳入跨境融资风险加权余额计算。</p> <p>中国人民银行可根据宏观金融调控需要和业务开展情况, 对跨境融资风险加权余额中各类型融资的计算方法进行调整。</p> <p>六、跨境融资风险加权余额上限的计算: 跨境融资风险加权余额上限=资本或净资产*跨境融资杠杆率*宏观审慎调节参数。</p> <p>资本或净资产: 企业按净资产计, 银行类法人金融机构(包括政策性银行、商业银行、农村合作银行、城市信用合作社、农村信用合作社、外资银行)按一级资本计, 非银行法人金融机构按资本(实收资本或股本+资本公积)计, 外国银行境内分行按运营资本计, 以最近一期经审计的财务报告为准。</p> <p>跨境融资杠杆率: 企业为2, 非银行法人金融机构为1, 银行类法人金融机构和外国银行境内分行为0.8。 宏观审慎调节参数: 1。</p> <p>七、企业和金融机构的跨境融资签约币种、提款币种和偿还币种须保持一致。</p> <p>八、跨境融资风险加权余额及上限的计算均以人民币为单位, 外币跨境融资以提款日的汇率水平按以下方式折算计入: 已在中国外汇交易中心挂牌(含区域挂牌)交易的外币, 适用人民币汇率中间价或区域交易参考价; 未在中国外汇交易中心挂牌交易的货币, 适用中国外汇交易中心公布的人民币参考汇率。</p>	<p>公正価値に基づきクロスボーダー融資リスク加重残高計算に組み入れる。金融機関はデータを送信・報告する際に、本機関の偶発債務名義の元本及び公正価値の計算方法も送信・報告しなければならない。</p> <p>(二) その他: その他の各種クロスボーダー融資は全て実際状況に基づき、クロスボーダー融資リスク加重残高計算に組み入れる。</p> <p>中国人民銀行は、マクロ金融調整コントロールの必要性及び業務実施状況に基づき、クロスボーダー融資リスク加重残高における各類型融資の計算方法に対して調整を行うことができる。</p> <p>六、クロスボーダー融資リスク加重残高上限の計算: クロスボーダー融資リスク加重残高上限=資本或いは純資産×クロスボーダー融資レバレッジ率×マクロプルーデンス調節係数。</p> <p>資本或いは純資産: 企業は純資産に基づき計算し、銀行類法人金融機関(政策性銀行・商業銀行・農村合作銀行・都市信用合作社・農村信用合作社・外資銀行を含む)は一級資本に基づき計算し、非銀行法人金融機関は資本(実収資本或いは株式資本+資本積立金)に基づき計算し、外国銀行の国内支店は運営資本に基づき計算し、直近一期の監査済みの財務報告を基準とする。</p> <p>クロスボーダー融資レバレッジ率: 企業は2、非銀行法人機関は1、銀行類法人金融機関及び外国銀行の国内支店は0.8とする。 マクロプルーデンス調節係数: 1。</p> <p>七、企業及び金融機関のクロスボーダー融資において締結する通貨・引出通貨及び返済通貨は、必ず一致を保持しなければならない。</p> <p>八、クロスボーダー融資リスク加重残高及び上限の計算はいずれも人民元を単位とし、外貨クロスボーダー融資は引出日のレート水準により以下の方式に基づき換算して算入する; すでに中国外貨取引センターで公示取引されている(区域取引を含む)外貨については、人民元レート仲値或いは区域取引参考レートを適用する; 中国外貨取引センターで公示取引されていない通貨については、中国外貨取引センターが公布する人民元参考レートを適用する。</p>
---	---

九、中国人民银行建立跨境融资宏观风险监测指标体系，在跨境融资宏观风险指标触及预警值时，采取逆周期调控措施，以控制系统性金融风险。

逆周期调控措施可以采用单一措施或组合措施的方式进行，也可针对单一、多个或全部企业和金融机构进行。总量调控措施包括调整跨境融资杠杆率和宏观审慎调节参数，结构调控措施包括调整各类风险转换因子。根据宏观审慎评估(MPA)的结果对金融机构跨境融资的总量和结构进行调控，必要时还可根据维护国家金融稳定的需要，采取征收风险准备金等其他逆周期调控措施，防范系统性金融风险。

企业和金融机构因风险转换因子、跨境融资杠杆率和宏观审慎调节参数调整导致跨境融资风险加权余额超出上限的，原有跨境融资合约可持有到期；在跨境融资风险加权余额调整到上限内之前，不得办理包括跨境融资展期在内的新的跨境融资业务。

十、企业跨境融资业务：

(一)企业应当在跨境融资合同签约后但不晚于提款前3个工作日，向国家外汇管理局的资本项目信息系统办理跨境融资情况签约备案。为企业办理跨境融资业务的结算银行应向中国人民银行人民币跨境收付信息管理系统报送企业的融资信息、账户信息、人民币跨境收支信息等。所有跨境融资业务材料留存结算银行备查，保留期限为该笔跨境融资业务结束之日起5年。

(二)企业办理跨境融资签约备案后以及金融机构自行办理跨境融资信息报送后，可

九、中国人民銀行は、クロスボーダー融資マクロリスクモニタリング指標体系を構築し、クロスボーダー融資マクロリスク指標がアラート値に触れた場合、反循環調整コントロール措置を講じて、システミック金融リスクをコントロールする。

反循環調整コントロール措置は単一措置或いは複合措置の方式を採用して行うことができ、単一・複数或いは全ての企業及び金融機関に対して行うこともできる。総量調整コントロール措置には、クロスボーダー融資レバレッジ率及びマクロプルーデンス調節係数の調整を含み、構成調整コントロール措置には、各種リスク転換因数の調整を含む。マクロプルーデンス評価(MPA)の結果に基づき金融機関のクロスボーダー融資の総量及び構成に対して調整コントロールを行い、必要な場合は、国家金融安定維持の必要性に基づき、リスク準備金徴収等のその他反循環調整コントロール措置を講じ、システミック金融リスクを防止することもできる。

企業及び金融機関は、リスク転換因数・クロスボーダー融資レバレッジ率及びマクロプルーデンス調節係数の調整により、クロスボーダー融資リスク加重残高が上限を超過した場合、現存のクロスボーダー融資契約については期限まで保有することができる；クロスボーダー融資リスク加重残高が上限に調整されるまでは、クロスボーダー融資のロールオーバーを含む新たなクロスボーダー融資業務を取り扱ってはならない。

十、企業のクロスボーダー融資業務：

(一)企業はクロスボーダー融資契約の締結後、遅くとも引出の3営業日前までに、国家外貨管理局の資本項目情報システムにクロスボーダー融資状況の契約締結備案を行わなければならない。企業のためにクロスボーダー融資業務を取り扱う決済銀行は、中国人民銀行の人民元クロスボーダー受払情報管理システムに企業の融資情報・口座情報・人民元クロスボーダー受払情報等を送信・報告しなければならない。全てのクロスボーダー融資業務の資料は検査に備えて決済銀行に保存し、保存期限は当該クロスボーダー融資業務の終了後5年とする。

(二)企業がクロスボーダー融資の契約締結備案を行った後、及び金融機関がクロ

以根据提款、还款安排为借款主体办理相关的资金结算，并将相关结算信息按规定报送至中国人民银行、国家外汇管理局的相关系统，完成跨境融资信息的更新。

企业应每年及时更新跨境融资以及权益相关的信息(包括境外债权人、借款期限、金额、利率和自身净资产等)。如经审计的净资产，融资合同中涉及的境外债权人、借款期限、金额、利率等发生变化的，企业应及时办理备案变更。

(三)开展跨境融资涉及的资金往来，企业可采用一般本外币账户办理，也可采用自由贸易账户办理。

(四)企业融入外汇资金可意愿结汇。企业融入资金的使用应符合国家相关规定，用于自身的生产经营活动，并符合国家和自贸实验区的产业宏观调控方向。

十一、金融机构跨境融资业务:中国人民银行总行对27家银行类金融机构跨境融资业务实行统一管理，27家银行类金融机构以法人为单位集中向中国人民银行总行报送相关材料。国家外汇管理局对除27家银行类金融机构以外的其他金融机构跨境融资业务进行管理。金融机构开展跨境融资业务前，应根据本通知要求，结合自身情况制定本外币跨境融资业务的操作规程和内控制度，报中国人民银行、国家外汇管理局备案后实施。

(一)金融机构首次办理跨境融资业务前，应按照本通知的跨境融资杠杆率和宏观审慎调节参数，以及本机构最近一期经审计的资本数据，计算本机构跨境融资风险加权余额和跨境融资风险加权余额上限，并将计算的详细过程情况报送中国人民银行、国家外汇管理局。

スボーダー融資情報を自ら送信・報告した後、引出・返済手配に基づき、借入主体のために関連資金決済を取り扱うことができ、併せて関連決済情報を規定に基づき中国人民銀行・国家外貨管理局の関連システムに送信・報告し、クロスボーダー融資情報の更新を完了させるものとする。

企業は、毎年適時クロスボーダー融資及び権益に関する情報(国外債権者・借入期限・金額・利率及び自身の純資産等を含む)を更新しなければならない。監査済みの純資産、融資契約に関わる国外債権者・借入期限・金額・利率等に変化が生じた場合、企業は遅滞無く備案変更を行わなければならない。

(三)クロスボーダー融資の実施に関する資金往来について、企業は一般の人民元・外貨口座を採用して取り扱うことも、自由貿易口座を採用して取り扱うこともできる。

(四)企業が調達した外貨資金は、任意人民元転を行うことができる。企業が調達した資金の使用は国家関連規定に合致し、自身の生産经营活动に用い、且つ国家及び自贸試験区の産業マクロ調整コントロール方向に合致していなければならない。

十一、金融機関のクロスボーダー融資業務:中国人民银行総行は、27行の銀行類金融機関のクロスボーダー融資業務に対して統一管理を実行し、27行の銀行類金融機関は、法人を単位としてまとめた上で中国人民银行総行に関連資料を送信・報告する。国家外貨管理局は、27行の銀行類金融機関以外のその他の金融機関のクロスボーダー融資業務に対して管理を行う。金融機関はクロスボーダー融資業務を行う前に、本通知の要求に基づき、自身の状況を結合した上で、人民元・外貨クロスボーダー融資業務のオペレーション規程及び内部統制制度を制定し、中国人民銀行・国家外貨管理局に報告・備案した後に実施しなければならない。

(一)金融機関は初めてクロスボーダー融資業務を行う前に、本通知のクロスボーダー融資レバレッジ率及びマクロプルーデンス調節係数、及び当該機関の直近一期の監査済みの資本データに基づき、当該機関のクロスボーダー融資リスク加重残高及びクロスボーダー融資リスク加重残高上限を計算し、併せて計算の詳細過程を中国人民

金融机构办理跨境融资业务，应在本机构跨境融资风险加权余额处于上限以内的情况下进行。如跨境融资风险加权余额低于上限，则金融机构可自行与境外机构签订融资合同。

(二) 金融机构可根据《人民币银行结算账户管理办法》(中国人民银行令[2003]第5号发布)等管理制度开立本外币账户，办理跨境融资涉及的资金收付。

(三) 金融机构应在跨境融资合同签约后执行前，向中国人民银行、国家外汇管理局报送资本金额、跨境融资合同信息，并在提款后按规定报送本外币跨境收入信息，支付利息和偿还本金后报送本外币跨境支出信息。如经审计的资本，融资合同中涉及的境外债权人、借款期限、金额、利率等发生变化的，金融机构应在系统中及时更新相关信息。

金融机构应于每月初5个工作日内将上月本机构本外币跨境融资发生情况、余额变动等统计信息报告中国人民银行、国家外汇管理局。所有跨境融资业务材料留存备查，保留期限为该笔跨境融资业务结束之日起5年。

(四) 金融机构融入资金可用于补充资本金，服务实体经济发展，并符合国家产业宏观调控方向。经国家外汇管理局批准，金融机构融入外汇资金可结汇使用。

十二、中国人民银行、国家外汇管理局按照分工，定期或不定期对金融机构和企业开展跨境融资情况进行非现场核查和现场检查，金融机构和企业应配合。

发现未及时报送和变更跨境融资信息的，中国人民银行、国家外汇管理局将在查

銀行・国家外貨管理局に送信・報告しなければならない。

金融機関が行うクロスボーダー融資業務は、当該機関のクロスボーダー融資加重残高の上限以内の状況において行わなければならない。クロスボーダー融資リスク加重残高が上限額を下回っていれば、金融機関は国外金融機関と融資契約を自ら締結することができる。

(二) 金融機関は《人民币銀行決済口座管理弁法》(中国人民銀行令[2003]第5号公布)等の管理制度に基づき人民币・外貨口座を開設し、クロスボーダー融資に関わる資金受払を取り扱うことができる。

(三) 金融機関はクロスボーダー融資契約締結後、執行までに、中国人民銀行・国家外貨管理局に資本金額・クロスボーダー融資契約情報を送信・報告し、併せて引出後に規定に基づき人民币・外貨クロスボーダー受取情報を送信・報告し、利息支払及び元本返済後に人民币・外貨クロスボーダー支払情報を送信・報告しなければならない。監査済みの資本、融資契約に関わる国外債権者・借入期限・金額・利率等に変化が生じた場合、金融機関はシステムにおいて遅滞無く関連情報を更新しなければならない。

金融機関は、每月初5営業日以内に前月の当該機関の人民币・外貨クロスボーダー融資の発生状況・残高変動等の統計情報を中国人民銀行・国家外貨管理局に報告しなければならない。全てのクロスボーダー融資業務の資料は検査に備えて保存し、保存期限は当該クロスボーダー融資業務の終了後5年とする。

(四) 金融機関が調達した資金は資本金の補充、实体经济発展の奉仕に用いることができ、且つ国家産業マクロ調整コントロール方向に合致するものとする。国家外貨管理局の批准を経て、金融機関が調達した外貨資金は人民币転して使用することができる。

十二、中国人民銀行・国家外貨管理局は分担に基づき、金融機関及び企業が行うクロスボーダー融資状況に対して、定期的或いは不定期にオフサイト検証及びオンサイト検査を行い、金融機関及び企業は協力しなければならない。

クロスボーダー融資情報を適時に送信・報告及び変更していないことが発見された

<p>実后对涉及的金融机构或企业通报批评，限期整改并根据《中华人民共和国中国人民银行法》和《中华人民共和国外汇管理条例》等法律法规进行查处。</p> <p>发现超上限开展跨境融资的，或融入资金使用与国家、自贸实验区的产业宏观调控方向不符的，中国人民银行、国家外汇管理局可责令其立即纠正，并可根据实际情况依据《中华人民共和国中国人民银行法》和《中华人民共和国外汇管理条例》等有关规定对借款主体进行处罚；情节严重的，可暂停其跨境融资业务。中国人民银行将金融机构的跨境融资行为纳入宏观审慎评估体系考核，对情节严重的，中国人民银行还可视情况向其征收定向风险准备金。</p> <p>对于办理超上限跨境融资结算的金融机构，中国人民银行、国家外汇管理局将责令整改；对于多次发生办理超上限跨境融资结算的金融机构，中国人民银行、国家外汇管理局将暂停其跨境融资结算业务。</p> <p>十三、对企业和金融机构，中国人民银行、国家外汇管理局不实行外债事前审批，企业改为事前签约备案，金融机构改为事后备案，原有管理模式下的跨境融资未到期余额纳入本通知管理。中国人民银行、国家外汇管理局实行的本外币境外融资等区域性跨境融资创新试点，自2017年5月4日起统一按本通知模式管理。</p> <p>自本通知发布之日起，为外商投资企业、外资金融机构设置一年过渡期，过渡期内外商投资企业、外资金融机构可在现行跨境融资管理模式和本通知模式下任选一种模式适用。</p> <p>过渡期结束后，外资金融机构自动适用</p>	<p>場合、中国人民銀行・国家外貨管理局は事実調査後に、関連した金融機関或いは企業に対して通報・批判を行い、期限内の改善を命じ、併せて《中華人民共和国中国人民银行法》及び《中華人民共和国外貨管理条例》等の法律・法規に基づき処分を科す。</p> <p>上限を超過してクロスボーダー融資を行ったこと、或いは調達資金の使用が国家・自貿試験区の産業マクロ調整コントロール方向と合致しないことが発見された場合、中国人民銀行・国家外貨管理局は直ちに是正するよう命じることができ、併せて実際の状況に基づき《中華人民共和国中国人民银行法》及び《中華人民共和国外貨管理条例》等の関連規定に従い借入主体に対して処罰を科すことができる；状況が重大である場合、そのクロスボーダー融資業務を暫時停止することができる。中国人民銀行は、金融機関のクロスボーダー融資行為をマクロプルーデンス評価体系に組み入れて審査を行い、状況が重大である場合、中国人民銀行は状況を見て指向的なリスク準備金を徴収することもできる。</p> <p>上限を超過してクロスボーダー融資決済を取り扱った金融機関に対して、中国人民銀行・国家外貨管理局は是正を命じる；上限超過のクロスボーダー融資決済取扱が何度も発生した金融機関に対して、中国人民銀行・国家外貨管理局はそのクロスボーダー融資決済業務を暫時停止する。</p> <p>十三、企業及び金融機関に対して、中国人民銀行・国家外貨管理局は外債の事前審査・批准を実行せず、企業は事前契約締結備案に変更し、金融機関は事後備案に変更し、もとの管理モデルにおけるクロスボーダー融資の期限が到来していない残高は本通知の管理に組み入れる。中国人民銀行・国家外貨管理局が実行している人民元・外貨オフショア融資等の地域性クロスボーダー融資刷新試行については、2017年5月4日より統一して本通知に基づくモデルに基づき管理する。</p> <p>本通知の公布日より、外商投资企业・外資金融機関のために1年間の移行期間を設け、移行期間内においては外商投资企业・外資金融機関は、現行のクロスボーダー融資管理モデル及び本通知のモデルの内いずれかのモデルを選択して適用することができる。</p> <p>移行期間の終了後は、外資金融機関は本</p>
---	---

<p>本通知模式。外商投资企业跨境融资管理模式由中国人民银行、国家外汇管理局根据本通知总体实施情况评估后确定。</p> <p>十四、本通知自发布之日起施行，自施行之日起，《中国人民银行关于扩大全口径跨境融资宏观审慎管理试点的通知》（银发[2016]18号）和《中国人民银行关于在全国范围内实施全口径跨境融资宏观审慎管理的通知》（银发[2016]132号文）同时废止。中国人民银行、国家外汇管理局此前有关规定与本通知不一致的，以本通知为准。</p> <p>附件：27家银行类金融机构名单</p> <p style="text-align: right;">中国人民银行 2017年1月11日</p>	<p>通知のモデルを自動的に適用するものとする。外商投資企業のクロスボーダー融資管理モデルは、中国人民銀行・国家外貨管理局が本通知の全体的な実施状況に基づき評価後に確定するものとする。</p> <p>十四、本通知は公布日より施行し、施行日より、《中国人民銀行：全口径クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理試行の拡大に関する通知》（銀発[2016]18号）及び《中国人民銀行：全国範囲内における全口径クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理実施に関する通知》（銀発[2016]132号文書）は、同時に廃止する。中国人民銀行・国家外貨管理局のこれ以前の関連規定が本通知と一致しない場合、本通知を基準とする。</p> <p>付属文書：27 行の銀行類金融機関リスト</p> <p style="text-align: right;">中国人民銀行 2017年1月11日</p>
<p>附件</p> <p style="text-align: center;">27家银行类金融机构名单</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国家开发银行 2 进出口银行 3 农业发展银行 4 中国工商银行 5 中国农业银行 6 中国银行 7 中国建设银行 8 交通银行 9 中信银行 10 中国光大银行 11 华夏银行 12 中国民生银行 13 招商银行 14 兴业银行 15 广发银行 16 平安银行 17 浦发银行 18 恒丰银行 19 浙商银行 20 渤海银行 21 中国邮政储蓄银行 22 北京银行 23 上海银行 24 江苏银行 	<p>付属文書</p> <p style="text-align: center;">27 行の銀行類金融機関リスト</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国家開發銀行 2 輸出入銀行 3 農業發展銀行 4 中国工商銀行 5 中国農業銀行 6 中国銀行 7 中国建設銀行 8 交通銀行 9 中信銀行 10 中国光大銀行 11 華夏銀行 12 中国民生銀行 13 招商銀行 14 興業銀行 15 広発銀行 16 平安銀行 17 浦発銀行 18 恒豊銀行 19 浙商銀行 20 渤海銀行 21 中国郵政貯蓄銀行 22 北京銀行 23 上海銀行 24 江蘇銀行

25	汇丰银行(中国)有限公司	25	匯豐銀行(中国)有限公司
26	花旗银行(中国)有限公司	26	花旗銀行(中国)有限公司
27	渣打银行(中国)有限公司	27	渣打銀行(中国)有限公司